

「SSマザーリング保育園」重要事項説明書

(1) 事業運営主体

事業者の名称	有限会社 フランダース
代表者氏名	真淵 和彦
法人の所在地	上尾市柏座 3-9-29
法人の電話番号	048-652-0634

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	働く親御さんの就業と育児の両立をサポート致します。
運営方針	<p>① あったかおうち保育園…それはまるでおうちのリビングにいるよう… ふかふかのジュータンの上ではゴロゴロしながら子ども達が絵本を見ていたり ソファベッドの上では、くつろいでDVDを観たり…。</p> <p>そんなリラックスできるまさにここはおうちそのもの</p> <p>② 少人数限定⇒先生との親密なコミュニケーション… 大きな園舎は持ち合わせておりませんが、 保育スタッフの、きめ細やかなサービスを心掛けております。</p>

(3) 利用施設及び提供する保育の内容

1 保育事業(SSマザーリング保育園)の概要	
名称	SSマザーリング保育園
所在地	さいたま市北区宮原町 2-19-1
許可年月日	2015年4月1日
電話番号	048-668-6280
FAX番号	048-668-6280
メールアドレス	flanderskazu@yahoo.co.jp
施設長氏名	高橋 光
利用定員	19人
職員数	「職員の職種、員数及び職務の内容」とおり
取扱う保育事業の種類	延長保育、幼児教育等
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1年実施、併せて利用者アンケートを年間1回行い、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	埼玉県が指定した評価機関による事業評価を毎年1度受け、その結果の情報公開をしています。 ※自己評価及び第三者評価の評価結果詳細については事務室に備えてありますので、いつでもご閲覧ください。
職員への研修の実施状況	さいたま市における研修には、常時参加しております。

2 保育事業所の概要	
敷地	民友地を借地（あるいは私有地を使用貸借など） 面積 99.9 m²
建物	鉄筋コンクリート造 4階建ての1階 延べ床面積 556.965 m²
施設の内容	乳児室・ほふく室 1室 面積 16 m² 調理室 4.6 m²
	保育室・遊戯室 1室 面積 70.0 m²
	幼児用トイレ 1個
設備の種類	冷暖房、ウォーターサーバー、空気清浄機、加湿除湿器、大型テレビ、児童用トイレ
安全対策	事故発生防止委員会を毎月第一水曜日開催及び職員定期研修（4月、10月）の実施
	乳幼児賠償責任保険、傷害保険加入
その他	屋外遊戯場の代替場所 宮原駅前公園（徒歩3分）
3 連携施設	連携締結日平成27年4月1日
施設名称	学校法人清水学園 銀鈴幼稚園
施設所在地	さいたま市北区吉野町2-21-2
連携内容	保育の内容に関する支援、代替保育の提供、卒園児童8名の受け入れ。
施設名称	ナーサリールーム マザーリング
施設所在地	さいたま市北区宮原町4-3-12
連携内容	卒園児童3名以上の受け入れ。
1年間行事計画	
月	行事内容
4月	4月生まれのお誕生会 / 春の遠足
5月	5月生まれのお誕生会
6月	6月生まれのお誕生会
7月	7月生まれのお誕生会 / プール開き / 七夕祭り
8月	8月生まれのお誕生会 / 乳幼児健康診断
9月	9月生まれのお誕生会 / 運動会
10月	10月生まれのお誕生会 / ハロウィンイベント / 秋の遠足
11月	11月生まれのお誕生会 / 消防署見学
12月	12月生まれのお誕生会 / クリスマスパティー
1月	1月生まれのお誕生会 / 鏡開き
2月	2月生まれのお誕生会 / 節分 / 乳幼児健康診断 / 歯科検診
3月	3月生まれのお誕生会 / 卒園式

(4) 職員の職種、員数及び職務の内容

5 主な1日の保育スケジュール						
朝	～	昼	～	夕方	～	夜
<p>主なお散歩のコース</p> <p>屋外遊戯場の代替に、近隣にある<u>松原公園</u>、<u>中道公園</u> などにお散歩に行きます。</p>						
6 食事の提供について						
<p>昼食・おやつ 補食</p>	<p>毎日、自園調理し、児童に提供します。</p> <p>保護者の方へは、前月末日ごろに翌月の献立表をお配りします。</p>					
<p>アレルギー等 への対応</p>	<p>使用する食材の中のアレルギーなどで食べられないものや、 まだ食べた事のないもの等がありましたら、 事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そば・魚介類(えび・かに)など</p>					
<p>衛生管理等</p>	<p>調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、 毎月検便を行っています。</p>					
職種		常勤職員	非常勤職員	備考(例)		
保育に 従事する 職員	<p>施設長 (保育士)</p>	1人		保育運営責任者です。		
	保育士	1人	0人	保育有資格者です。		
	看護師	1人	0人	看護師有資格者です。		
	保育従事者	0人	1人	厚生労働省ガイドラインに定める 研修修了者を配置しています。		
	保育補助者	0人	0人	充足職員の他に追加配置している 保育従事者です。		
調理員		0人	2人	栄養士有資格者です。		
事務員		1人	0人	管理者が事務長として 従事しています。		
<p>1 開所時間内には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置 (児童数に応じて加配)し、保育に当たります。</p> <p>2 職員の勤務体制表は園内に掲示致します。</p>						

(5) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間 (標準時間)	7時30分から18時30分まで
うち延長保育時間 (標準時間)	18時30分から19時00分まで(土曜日に延長保育はございません)
開 所 時 間 (短時間)	8時30分から16時30分まで
うち延長保育時間 (短時間)	7時30分から8時30分/16時30分から19時00分まで (土曜日は18時30分までのお預かりとなります)
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始

(6) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- 1 保育費用のうち利用者負担額（月額保育料）は、さいたま市特定教育・保育施設及び地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例によります。
- 2 保育費用のうち、地域型保育給付額を市町村より利用者に代わり当施設が受領（法定代理受領）することになりますが、受領額を利用者に文書で通知します。
- 3 自主事業（付帯サービス）の利用料金
 - ・延長保育＝月極保育以外に時間単位での保育を行っていきます。月極保育の出席数により受入人数が変動しますので、ご利用は前日18時までの予約とお支払いが必要になります。料金は30分当たり 590円
 - ※当日の延長依頼につきましては、30分単位1,180円でのご請求となりますので、ご注意ください。
- 4 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。
- 5 支払は以下の方法をお願いします。

現金払い

(支払い期限：保育利用月の末日まで、

延長保育につきましては前日18時までに保育園へお願い致します。)

お支払い頂きました料金につきましては、いかなる理由がございましてもご返金致しかねます。

※ただし、電車遅延による場合は遅延証明書の持参により、通常料金でお受けさせていただきます。

(7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住いの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当SSマザーリング保育園の利用終了となります。また、地域型保育給付の支給対象外となった後、当施設を利用する場合、保育料とともに地域型保育給付額と同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、9:00までにご連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり18時までにご連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	登園許可証に医師のサインをして頂き、ご持参下さい。
発熱のある場合について	熱が37.6度以上ある場合は、登園を控えてください。

投薬について	医療行為に当たることは原則として行う事ができません。 3回（朝・昼・夜）の処方箋がある場合には、昼の分を朝か夜に振り替えて頂けますよう、薬剤師様にご相談をお願い致します。 医師の指示に基づき、必ず昼に処方しなければならない場合は、この限りではございません。
入園時に用意するもの	バスタオル、コップ、歯ブラシ（必要時に交換していただきます。）
毎日持参するもの	連絡帳、エプロン、オムツ、着替え等

（８）緊急時における対応法

- 1 保育中に容体の変化があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき退所を行いますのであらかじめ御了承をお願いします。

嘱託医	内科	医療機関 有隣医院 担当医 扇 伯東先生
		所在地 さいたま市北区宮原町 3-29 電話 048-664-5625
	歯科	医療機関 いわもと歯科 担当医 岩本 宏之先生
		所在地 さいたま市北区宮原町 3-824-1 宮原駅ビル 2階 電話 048-778-9881
消防署 (救急)		管轄消防署名 さいたま市北消防署
		所在地 さいたま市北区宮原町 4-66-14 電話 048-654-3456
警察署		管轄警察署名 大宮警察署
		所在地 さいたま市大宮区土手町 1-279-3 電話 048-663-0110

（９）非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	さいたま市北消防署 防火管理者 氏名 真淵 和彦 平成 年 月 日届出			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月 1 回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・カーテン、敷物の防災処理			
避難場所	第 1 避難場所	宮原小学校	第 2 避難場所	宮原駅前公園

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (SSマザーリング保育園の取り組み)

- 1 SSマザーリング保育園の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
 - ・入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年1回研修に職員派遣、受講させています。

(11) 前項目に掲げるもののほか、当該施設の運営に関する重要事項

1 保護者会について

年に1回、開催予定です。保育所からは行事やできごとに関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

2 運営委員会について

年に1回、開催予定です。外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）、及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

3 健康診断等について

健康診断	0歳児	毎年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
	1歳・2歳児	毎年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
身体測定	全乳幼児	毎月5日迄に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

4 賠償責任保険の加入

別表参照

5 当施設に関する相談・苦情窓口の設置

(1) SSマザーリング保育園相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名 高橋 光	電話 048-668-6280（役職 <u>施設長</u> ）
苦情解決責任者	氏名 真淵 和彦	電話 048-652-0634（役職 代表取締役）
第三者委員	氏名 山崎 早苗	電話 03-3559-3718（顧問社会保険労務士）
第三者委員	氏名 芝崎 晃一	電話 03-3286-6100（山本芝崎法律事務所）
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。	

重要事項説明書

別表（11の4）

日本スポーツ振興センター

災害共済給付

加入保険の種類・保険内容・保険金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	<p>医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、▶高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	<p>その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食等による中毒 ガス等による中毒 熱中症 溺水 異物の嚥下又は迷入による疾病 漆等による皮膚炎 外部衝撃等による疾病 負傷による疾病 	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	<p>障害見舞金</p> <p>4,000万円～88万円</p> <p>〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕</p>
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	<p>死亡見舞金</p> <p>3,000万円</p> <p>〔通学（園）中の場合 1,500万円〕</p>
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 （学校の管理下において発生したもの）	<p>死亡見舞金</p> <p>3,000万円</p> <p>〔通学（園）中の場合 1,500万円〕</p>
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 （学校の管理下において発生したもの）	<p>死亡見舞金</p> <p>1,500万円（通学（園）中の場合も同額）</p>